

 顧問契約プラン(月額報酬契約)

	手続顧問	包括顧問	相談顧問
法令等に関するご相談・ご質問	○	○	○
ニュースレター(風のたより)のご提供	○	○	○
主催セミナーの無料参加(一部有料有り)	○	○	○
雇用契約書・雇入れ通知書作成代行	○	○	×
36協定・1年変形協定 作成・提出代行(年1回)	○	○	×
社会保険等手続代行	○	○	×
労働相談(労使トラブル等)	×	○	○

※報酬額(月額:単位:円)

従業員数 1名 ~ 4名	10,000	14,000	10,000
従業員数 5名 ~ 9名	14,000	22,000	
従業員数 10名 ~ 19名	19,000	30,000	
従業員数 20名 ~ 29名	27,000	37,000	
従業員数 30名 ~ 39名	36,000	46,000	30,000
従業員数 40名 ~ 49名	51,000	62,000	
従業員数 50名 ~ 59名	62,000	73,000	40,000
従業員数 60名 ~ 69名	72,000	83,000	
従業員数 70名 ~ 79名	82,000	93,000	
従業員数 80名 ~ 89名	92,000	110,000	
従業員数 90名 ~ 99名	102,000	130,000	
従業員数 100名以上	別途お見積もりいたします。		

 新規適用手続き代行費用

保険関係(社会保険・労働保険)一括新規適用プラン	80,000~
社会保険(健康保険・厚生年金保険)新規適用手続き	30,000~
労働保険(労災保険・雇用保険)新規適用手続き	50,000~

※ご契約初月は、各種データ入力処理の費用として、報酬1ヶ月分の「データ処理料」を加算させていただきます。

(初月は2ヶ月分となります)

※労働保険の年度更新において、賃金等の集計を当事務所にて行った場合には、該当月に「賃金集計料」として、1ヶ月分の報酬を加算させていただきます。(当事務所にて給与計算を受託している場合、または包括顧問契約の場合には頂きません)

※従業員数には役員の方や臨時の方を含めた全員の人数により集計させていただきます。



オプション 給与計算サービス(月額加算)

※給与計算サービスは、顧問契約を頂いている場合のみお受けできるサービスです。

	基本料金	人数加算	合計加算額
従業員数 1名 ～ 4名	15,000	0	15,000
従業員数 5名 ～ 9名	15,000	1,000	16,000
従業員数 10名 ～ 19名	15,000	3,000	18,000
従業員数 20名 ～ 29名	15,000	5,000	20,000
従業員数 30名 ～ 39名	15,000	8,000	23,000
従業員数 40名 ～ 49名	15,000	12,000	27,000
従業員数 50名 以上	別途お見積もりいたします。		



その他のサービス(加算報酬)

	顧問	顧問以外
算定基礎届・随時改定届	—	50,000～
社会保険各種届出（1人、1回当たり）	—	10,000～
年金裁定請求書作成代行（1人あたり）	30,000～	30,000～
社会保険各種請求（傷病手当金、出産手当金等：1回あたり）		20,000～
労働保険年度更新処理（賃金等の集計含む）		50,000～
雇用保険被保険者取得届・喪失届（1人あたり）	—	10,000～
離職票作成代行（1人あたり）	—	20,000～
労災請求書類作成代行（1回ごとに）	—	20,000～
求人票作成サポート（最大6ヶ月間サポート）	50,000～	100,000～
就業規則新規作成セット（就業規則、育児・介護休業規則）	200,000～	300,000～
就業規則本則作成（新規作成）	150,000～	250,000～
各種規程作成（新規作成）	80,000～	150,000～
各種協定等作成・提出代行（顧問：36協定、変形労働協定除く）	10,000～	20,000～
労働基準監督署・年金事務所等の調査立ち会い	30,000～	60,000～
労働基準監督署 是正勧告等対応・是正報告書作成代行	30,000～	50,000～
労働相談（労使紛争・その他：1回または30分単位）	10,000～	10,000～
各種セミナー（ハラスメント防止、承認力向上、ビジネスマナー等）	30,000～	30,000～
労働紛争解決制度 あっせん申請書作成等	30,000～	50,000～
個別労働紛争解決制度 あっせんの代理・補佐人	50,000～	100,000～
助成金申請代行	申請額の20%	申請額の40%

※助成金の申請は、報酬の額が20,000円に満たない場合には、20,000円となります。

※社会保険、雇用保険の手続きについては、手続顧問・包括顧問契約の場合には原則として頂きません。

※相談顧問の場合には、その都度ご相談ください。